使ってみませんか？
EPA

EPAの利活用支援
- その概要とメリットについて -

税関マスコットキャラクター
カスタム君

2026年7月28日
神戸税関　業務部　首席原産地調査官

税関ってどんな組織？

税関では３つの使命を掲げ、国内関係機関や関係業界、さらには外国の税関や国際機関などと協力しながら、適正な税関の運営に取り組んでいます。

税関の３つの使命

外国からの入国旅客の手荷物検査
（輸入できないものの密輸を阻止）

安全・安心な社会の実現

不正薬物
拳銃
爆発物
偽ブランド品

適正かつ公平な関税等の徴収

関税
消費税等

輸出入申告の審査
（価格や品名等を確認）

輸出入貨物の検査

貿易円滑化の推進

迅速化
円滑化
電子化
簡素化

事後調査
（輸入した会社等に対する税務調査）

先端技術の活用・IT化の推進

AEO JAPAN

AEO制度
（民間事業者とのパートナーシップ構築）

ODA（政府開発援助）
途上国税関等に対する税関業務の技術支援

神戸税関について

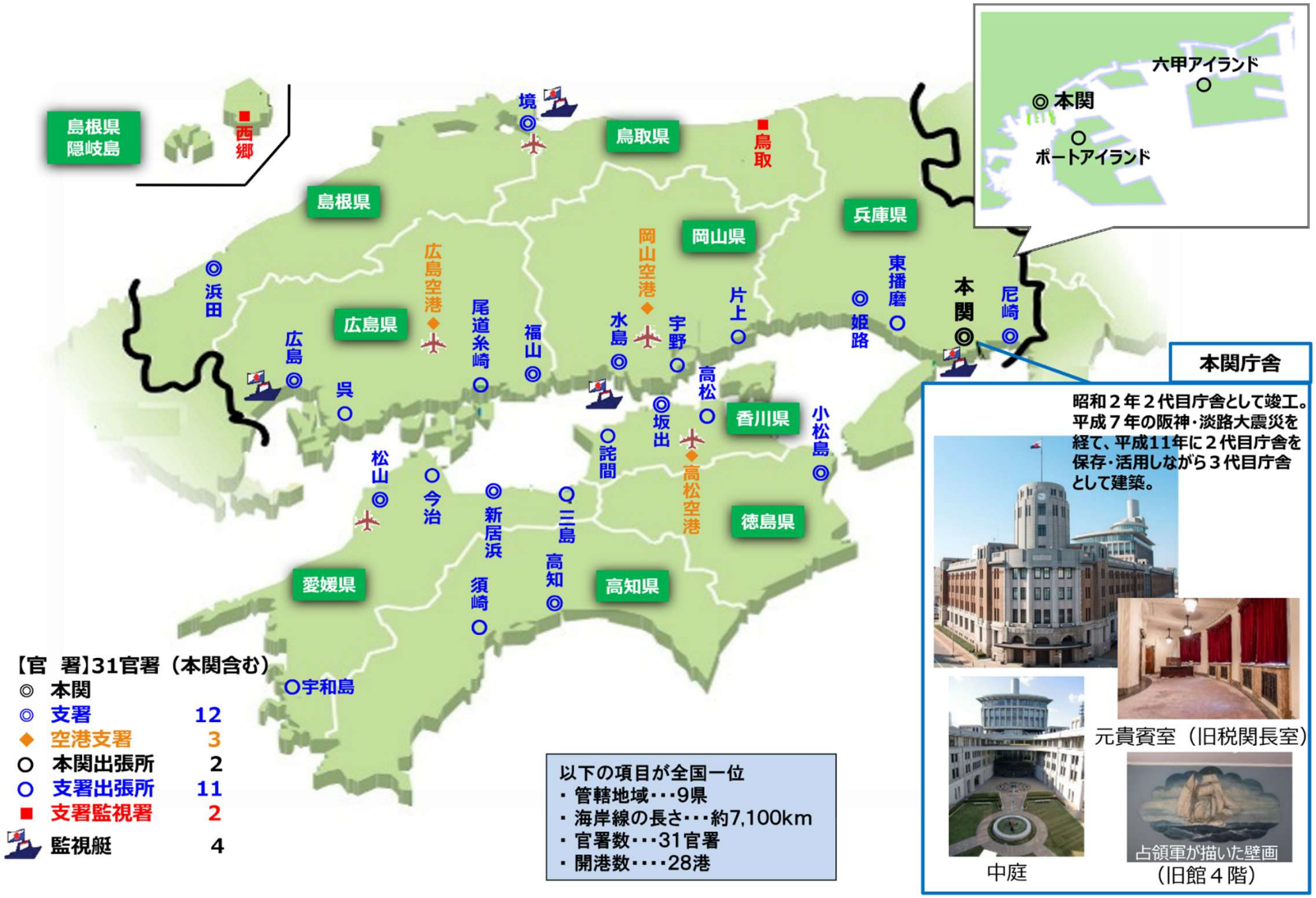
六甲アイランド
◎本関
ポートアイランド
島根県
隠岐島
■西郷
境◎
鳥取県
■鳥取
島根県
岡山県
兵庫県
広島空港◆
岡山空港◆
◎浜田
広島県
広島◎
呉○
尾道糸崎○
福山◎
水島◎
宇野○
片上○
◎姫路
東播磨○
本関◎
尼崎◎
香川県
高松○
◎坂出
小松島◎
○詫間
高松空港◆
松山◎
○今治
◎新居浜
○三島
徳島県
愛媛県
高知県
高知◎
須崎○
○宇和島
【官　署】31官署（本関含む）
◎ 本関
◎ 支署 12
◆ 空港支署 3
○ 本関出張所 2
○ 支署出張所 11
■ 支署監視署 2
監視艇 4
以下の項目が全国一位
・管轄地域･･･9県
・海岸線の長さ･･･約7,100km
・官署数･･･31官署
・開港数･･･28港
本関庁舎
昭和２年２代目庁舎として竣工。
平成７年の阪神･淡路大震災を
経て、平成11年に２代目庁舎を
保存･活用しながら３代目庁舎
として建築。
元貴賓室（旧税関長室）
中庭
占領軍が描いた壁画
（旧館４階）

EPA（経済連携協定）って何？

EPA：経済連携協定　（Economic Partnership Agreement）

○ 特定の国・地域同士での貿易を促進するために、**輸出入にかかる関税の撤廃・削減**(※)などを約束したもの。

○ EPAの利用により、**価格競争力の向上**やブランド価値の保護等により、**輸出入拡大に寄与**することが期待されます。

（※）EPA税率適用のためには、条件を満たすことが必要です。

日本国とA国がEPAを結んだ場合

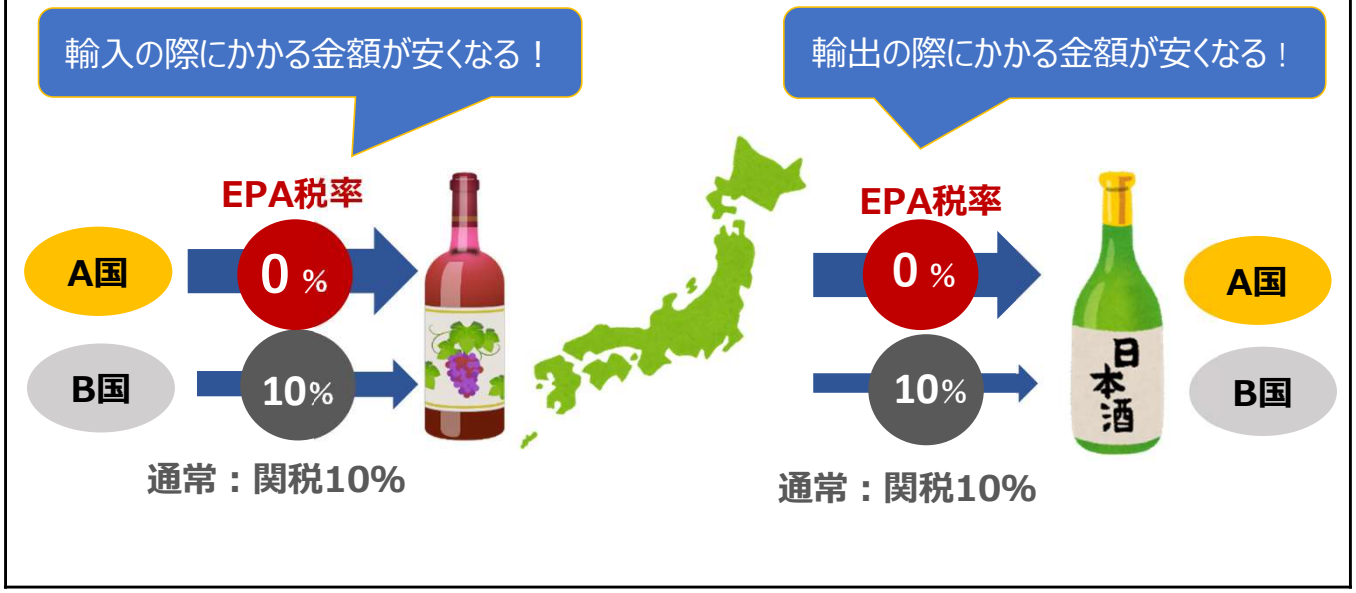

（注）上記の関税率は仮定であり、実際はEPAにより異なる。

EPAを利用したいと思ったら（輸入の例）

①相手国と日本がEPA等を締結しているか

②輸入する物品は**関税引下げの対象**になっているか

③EPA相手国で作られた物品であるかなど、**原産地規則**を満たしているか

④輸入申告に必要な書類（原産地証明等）を整え、税関に提出します

EPAのメリット＝関税の削減 → 価格競争力の向上・輸出入拡大

EPAはどの国との貿易で使えるの？

日本で発効しているEPA等

発効済（20）	2002年	シンガポール	2008年	インドネシア	2009年	ベトナム	2018年	CPTPP
	2005年	メキシコ	2008年	ブルネイ	2011年	インド	2019年	EU
	2006年	マレーシア	2008年	ASEAN	2012年	ペルー	2020年	米国
	2007年	チリ	2008年	フィリピン	2015年	豪州	2021年	英国
	2007年	タイ	2009年	スイス	2016年	モンゴル	2022年	RCEP

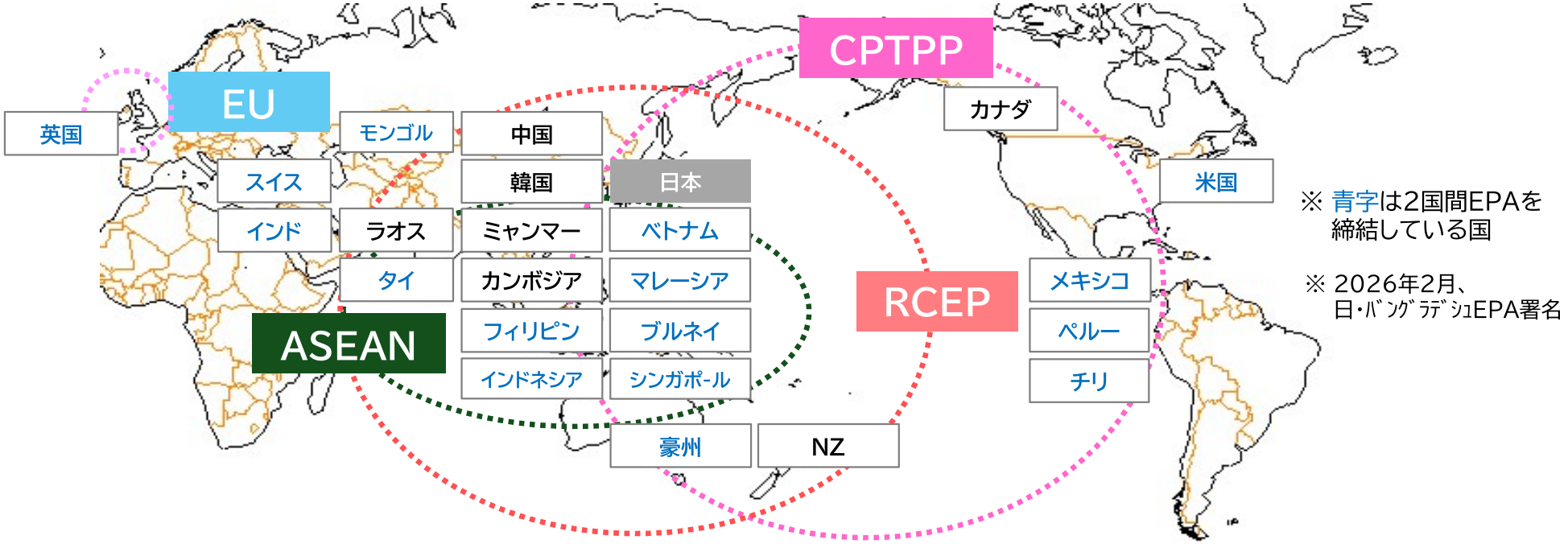

EPA/国	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ﾒｷｼｺ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾁﾘ	ﾀｲ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ﾌﾞﾙﾈｲ	ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ	ﾐｬﾝﾏｰ	ﾗｵｽ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ｽｲｽ	ﾍﾞﾄﾅﾑ	ｲﾝﾄﾞ	ﾍﾟﾙｰ	豪州	ﾓﾝｺﾞﾙ	ｶﾅﾀﾞ	NZ	EU	米国	英国	韓国	中国	ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ
2国間	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			△
ASEAN	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○												
CPTPP	○	○	○	○			○						○		○	○		○	○			○			
RCEP	○		○		○	○	○	○	△	○	○		○			○			○				○	○	

※ △の国は未発効

（2026年6月時点）

EPAの利用状況

○2025年のEPA税率適用輸入額：15.5兆円
○EPA別第1位：RCEP（36.1%）
○品目別第1位：HS番号第61類（メリヤス編み又はクロセ編みの衣類）（9.6%）

EPA税率適用輸入額の推移（EPA別）

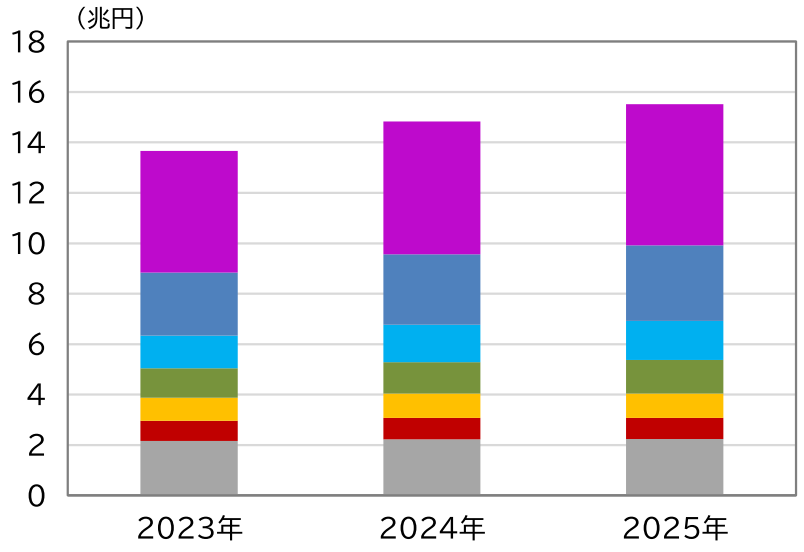

EPA税率適用輸入額の割合（EPA別）

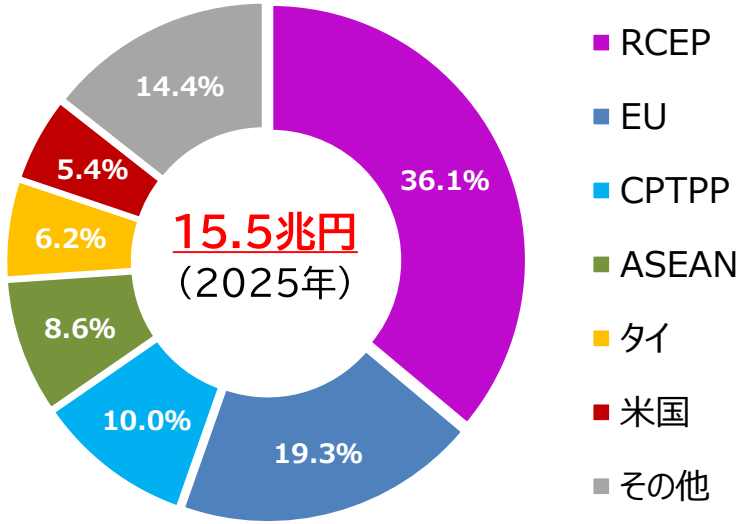

EPA税率適用輸入額及び割合（品目別）

（兆円、%）

順位	HS番号2桁及び品目名	金額	割合
1	第61類（メリヤス編み又はクロセ編みの衣類）	1.5	9.6
2	第39類（プラスチック）	1.5	9.4
3	第02類（肉類）	1.3	8.3
4	第62類（メリヤス編み又はクロセ編み以外の衣類）	1.1	6.8
5	第29類（有機化学品）	0.9	5.9

順位	HS番号2桁及び品目名	金額	割合
6	第42類（バッグ等の革製品）	0.8	4.9
7	第64類（履物類及びその部分品）	0.6	4.2
8	第16類（肉、魚の調製品）	0.6	3.8
9	第03類（魚類）	0.6	3.8
10	第44類（木材）	0.5	3.4

（出所）財務省　経済連携協定別時系列表

EPAによる関税引き下げ効果はどのくらい？

①牛肉(HS0202.30*) *冷凍骨なし
→タイ、ベトナム、インドネシアに輸出

タイ
通常の関税率 **50%**
日タイ 無税
AJCEP 無税

ベトナム
通常の関税率 **14%**
日ベトナム 無税
AJCEP 無税
CPTPP 無税

インドネシア
通常の関税率 **5%**
RCEP 無税

②なし(HS0808.30*)*生鮮のもの
→タイ、マレーシアに輸出

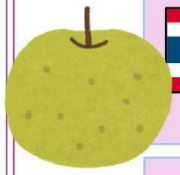

タイ
通常の関税率 **40%又は33.5THB/kgの高い方**
日タイ 無税
AJCEP 無税
RCEP 無税

マレーシア
通常の関税率 **5%**
日マレーシア 無税
AJCEP 無税
CPTPP 無税
RCEP 無税

③清酒(HS2206.00)
→EU、ベトナム、中国に輸出

EU
通常の関税率 **7.7€/hl**
日EU 無税

ベトナム
通常の関税率 **55%**
日ベトナム 無税
AJCEP 無税
CPTPP 無税

中国
通常の関税率 **40%**
RCEP 30.5%

④木製建具の戸(HS4418.29)
→タイ、韓国、マレーシアに輸出

タイ
通常の関税率 **10%**
日タイ 無税
AJCEP 無税
RCEP 無税

韓国
通常の関税率 **8%**
RCEP 4%

マレーシア
通常の関税率 **20%**
日マレーシア 無税
AJCEP 無税
CPTPP 無税

⑤磁器製食卓用品(HS6911.10)
→EU、タイ、豪州に輸出

EU
通常の関税率 **12%**
日EU 無税

タイ
通常の関税率 **30%**
日タイ 無税
AJCEP 無税

豪州
通常の関税率 **5%**
日豪 無税
RCEP 無税
CPTPP 無税

⑥包丁(HS8211.92)
→EU、カナダ、インドに輸出

EU
通常の関税率 **8.5%**
日EU 無税

カナダ
通常の関税率 **7%**
CPTPP 無税

インド
通常の関税率 **10%**
日インド 無税

（注）記載している関税率は一例であり、貨物の特性によって異なる可能性があります。

EPAについて税関に相談できることは？

税関ホームページのご案内

輸出入に係る各EPAのご利用に際しては

⇒ 税関ホームページ
「EPA・原産地規則ポータル」
https://www.customs.go.jp/roo/index.htm （QRコードはこちら）

EPA・原産地規則ポータルには、**輸入時の税率、品目別原産地規則、証明書類の様式見本**など、輸出入手続きに役立つ各種の原産地規則・手続に関する資料を掲載しております

ぜひご活用ください！

EPA・原産地規則を説明する講師を派遣します

神戸税関では、EPA利活用支援の一環として、輸出入に携わる企業、各種業界団体の皆さまが開催する説明会や研修会に、職員を講師として派遣しております。
ご希望がございましたら、お気軽にご相談下さい。

※個社単位ではなく、関連会社等と合同で開催の場合に対応致します。

- **説明内容**　EPAの利活用方法、原産地規則の概要、ケーススタディ　等
  （例）食品、化学品、繊維製品、工業製品など各種原産地規則の概要、証明手続他
  ※企業団体主催のセミナーでも、EPAの概要やメリットなどご要望に応じて対応。
- **講　師**　神戸税関 業務部 首席原産地調査官部門職員
- **費　用**　無料。講演料、交通費等の負担は一切不要です。
  ※ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備下さい。
- **場　所**　貴団体の所在地、Webを用いたオンライン説明　等

EPAの利用、原産地規則、証明手続等について、個別の相談対応や情報提供を行っております。以下をご用意の上、メールまたは電話でお問合せください。
（1）ご連絡先（お名前、会社名、お電話番号等）
（2）相談したい内容の概要

（お問い合せ先）
神戸税関 業務部 首席原産地調査官
TEL：078-333-3097
E-mail：kobe-gensan@customs.go.jp

EPAのメリットを
大いに活用しましょう！

輸出者の皆様へ

EPAの輸出相談

ＥＰＡ（経済連携協定）について
「**自己申告制度**」を利用する日本からの
輸出についての相談をお受けしています

対象
日オーストラリアＥＰＡ、ＣＰＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日英ＥＰＡ、ＲＣＥＰ（オーストラリア、ニュージーランド、韓国仕向）
を利用して、**日本から輸出する貨物**について原産地証明手続（自己申告）を行う方

内容
輸出貨物の原産性の考え方や、原産品申告書の作成に関する不明点、必要な書類の範囲など、「**自己申告制度**」の利用についての疑問にお答えします

詳しい相談方法は裏面へ

Ｗｅｂサイトも検索
税関 ＥＰＡ 輸出相談

財務省・税関 ＥＰＡ原産地センター

EPAを使って輸出したいけど誰に相談したらいい？

日本通関業連合会

EPA関税認定
アドバイザー制度の新設
（財務省後援の養成講座）

税関HPにも関連資料を掲載しています。
「EPAアドバイザー」で検索してみてください。

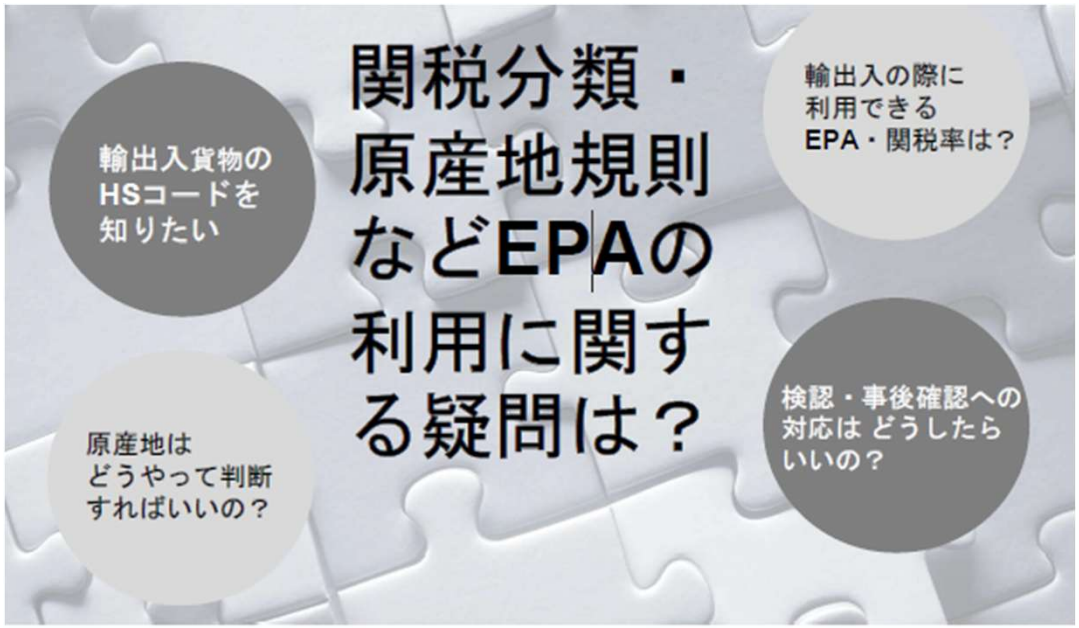

EPA関税認定アドバイザーにご相談ください

EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（国家資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。
認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は
日本通関業連合会のHPに掲載されている認定アドバイザーのリストをご覧ください

一般社団法人 日本通関業連合会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門YHKビル8階
お問い合わせ Email：jcba@tsukangyo.or.jp
TEL.03-3508-2535